京大タテカン訴訟ニュース





第 12 号 2023 年 10 月 30 日







Kyoto Univ. Labor Union / Established in 1948

第 12 回口頭弁論が開かれる

概要 2023 年 9 月 29 日 10 時から、京都地裁 101 号法廷において、京大職組を原告、京都市および京 都大学を被告とする損害賠償請求訴訟の第 12 回口頭 弁論が開催されました。今回は、被告側からの準備 書面の提出がありましたが、前回までに原告側が提 出していた準備書面に対する実質的な回答はほとん どなく、質問にも答えず、従前の主張を繰り返すだ けの内容が大部分でした。

このため、これ以上準備書面の提出を続けても、 実質的な議論が展開しない可能性が高いと判断され、 次回の口頭弁論の後に、当事者代理人らが今後の進 め方を協議するための「進行協議」を行うことにな りました。具体的には、これまでの原告・被告それ ぞれの主張が本当かどうかを調べる証人尋問の予定 を相談することとなります。この協議はそれほど長 時間にはならないそうですので、次回の報告集会は、 その直後に開催します。傍聴者その他の方々には、 口頭弁論後少しお待ちいただくこととなりますが、 お時間の許すかぎり報告集会にご参加くださいます よう、ご支援をお願いします。

「敷地管理権による検閲」

労働者の権利の無視 2018 年以降の京大職 組掲示ボードの強制撤去は、京都大学本部キ ャンパスの敷地上に道路から見える形で設置 されていたものが撤去されるとともに、道路 から見えず、したがって京都市屋外広告物規 制条例には関係のない形で北部構内に設置さ れていたボードの撤去にまで及びました。

また、百万遍門横の敷地内に今出川通に向 けて設置されていた掲示ボードは2度にわた って強制撤去されました。その後に開かれた 京大職組と京大法人との間の団体交渉では、

担当理事が、組合のタテカンの掲出は労使慣行とし て確立していた旨を明言しています。ここからは、

従来認められてきた労働組合の権利を、話合いの余 地すら設けずに一方的に侵害することができるとす る違法な姿勢が明らかです。

差別的な強制撤去 さらに、京都市条例の解釈・ 運用についてどのように考えられているのかが、全 く明らかにされていません。京都市から京大法人に 対する行政指導において、たとえ一部に個人名や団 体名の出てくることがあっても、少なくとも初めの 部分は、京都市条例がうち出す考え方や規制方針に ついての一般的な説明でなければならないはずです。 それなのに、情報開示請求の結果は、指導内容のす べての部分が黒塗りです。これ自体が、行政指導の 内容が違法であったことを示しています。

また、私たち原告はこれまでの裁判で、11 月祭や 新入生歓迎のタテカンが認められているのにほぼ同 じ場所に設置されていた労働組合の小さい掲示ボー ドが2度にわたり強制撤去されたのはおかしいと主 張してきました。京都市条例との関係では、同じ扱 いになっていなければならないはずだからです。被 告らの措置は違法な差別です。

京都市条例は口実にすぎない これに関連して、 京大法人は今回の準備書面で看過できない主張を行 っています。以前にご報告しましたとおり、2023年



▲ 2023 年 10 月時点で今出川通沿いに掲出されている 11 月祭 のタテカン (約30 m²)

3月に百万遍門内側に今出川通に向けて、講演会のタテカンが設置されていました(写真)。

京都市条例上は、これも 11 月祭のタテカンと同じ く、「区画内において表示し、又は設置する屋外広告 物又は掲出物件」にあてはまると思われます。撤去 された組合の掲示ボードも同じです。

この 3 月のタテカンについて被告京大法人は、京都大学立看板規程実施要領に基づいて許可されたものだとしました。冒頭に述べた北部構内の組合掲示ボードはその後再掲出されているのですが、過去に京大法人は、これについても、立看板規程に基づく許可だとしています。

もはや、京都市条例も労働基本権もあったものではありません。つまるところ、これらの法令を無視して、「敷地管理権に基づく検閲」ができる、というのが、京大法人の主張の実体です。

もし京都市条例に依拠するなら、面積の制限なしに新入生歓迎のタテカンの設置を認めたり 11 月祭の多数のタテカンを設置させたりすることはなく、少なくとも条例の解釈・運用について何らかの説明がなされているはずです。行政指導の記録が黒塗りになっているということは、撤去の本当の理由が条例ではなかったことを示しています。

また、従来合意の下に設置されていた、道路から 見えない場所の組合掲示ボードを、話合いすらせず に強制撤去しているということは、労働者の権利を 一方的にはく奪できると考えているということです。

黒塗りの周辺に

行政指導の場所と担当者 次回の進行協議に向けて、証人尋問の対象となる候補者の範囲を検討する中で、1 つ必要になると考えられたのが、行政指導に実際に参加した人を証人とすることです。そこで、内容がすべて黒塗りである文書において一部開示されている、行政指導の場所と参加者の点検を行いました。その結果、行政指導の会場は初め京都大学で、終わりのほうだけ京都市でした。また、京大側の担当は一貫して、施設部ではなく学生課(現・厚生課)であることがうかがえます。さらに、学生担当理事が川添信介氏に交代した 2015 年を境に、会場について「副学長室」との記載がみられます。

学生弾圧目的で学会看板も禁止 これまでの本 ニュースで報告して参りましたように、各行政指導 の日時から、黒塗りにされている内容の実体は、京 都市条例の解釈・運用ではなく、学生団体の工作物の取締りであったことが強く疑われます。特に、空白期間後の指導は、条例に関係のないクスノキ前の学生団体のタテカンを念頭に置いたものであったとみられます。仮に、危険な工作物があったのであれば、安全措置は必要かもしれませんが、それを理由として、国際シンポジウムや学会大会のタテカンまで禁止することができるのでしょうか。それらの禁止はまさに大学の景観を害しているといえます。

今後の予定

行政手続の予定 京大法人の黒塗り措置に関する 国への意見書の提出に続き、京大職組側は、2023 年 9月27日に、京都市の情報公開・個人情報保護審査 会にも審査請求を提出しました。今後の文書開示手 続は、京大法人に対しては国、京都市に対しては市 のレベルで続きます。

裁判の予定 直前のお知らせとなってしまいましたが、前号に記載しましたとおり、次回の口頭弁論は、2023年11月2日(木)13時10分から京都地裁101号法廷で行われます。報告集会は、口頭弁論の直後ではなく、同日の進行協議の後に、京都弁護士会館地下ホールにてオンラインと対面の併用で実施いたします(14時頃からになる見込み)。

ぜひ、引き続いてのご注目と応援をよろしくお願いします。

(文責・クラウドファンディングプロジェクト 代表・副委員長 髙山佳奈子)



▲ 2023 年 3 月に今出川通に向けて設置されたタテカン

発行 京都大学職員組合 〒606-8317 京都市左京区吉田本町 京都大学内 URL: http://www.kyodai-union.gr.jp Tel: 075-761-8916 Fax: 075-751-8365 Email: office@g.kyodai-union.gr.jp